

単価表の端数処理に関するお知らせ

1 水道事業実務必携における端数処理について

令和7年6月9日付「単価表の端数処理に関するお知らせ」におきまして、

工事等において、水道事業実務必携を根拠として計上される「単価表の単位数量当りの単価表の合計金額の端数計上方法」は、積算システムの都合上、当面の間、これまでどおりの方法で積算を行います。

なお、「単価表の各構成要素の金額の端数処理方法」は令和7年5月1日付でお知らせしたとおりの方法で積算を行います。

とお知らせし、上記のとおり端数処理を行い積算していたところですが、今般、積算システムの更新が完了したことから、

令和7年11月4日以降に起工する工事においては、水道事業実務必携 1-2-1-4 諸雑費及び端数処理に準じて積算を行うものいたします。

なお、個別の設計書における端数処理適用については、設計書鑑の歩掛適用年月日をご確認ください。

※「令和07年11月04日 上水道」となっている設計書が令和7年11月4日以降に起工された工事です。